

八幡浜市告示第153号

事前審査型一般競争入札について

下記の工事について、次のとおり事前審査型一般競争入札を執行するので、八幡浜市契約規則（平成17年規則第45号。以下「契約規則」という。）第3条及び第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年9月30日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 08委第29号
- (2) 工事名 スケートボードパーク等整備工事
- (3) 工事場所 八幡浜市沖新田
- (4) 工期 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 工事概要
 - 1. 敷地造成工 一式
 - 2. 構造物撤去工 一式
 - 3. 雨水排水整備工 一式
 - 4. 園路広場整備工 一式
 - 5. サービス施設整備工 一式
 - 6. 管理施設整備工 門扉工（H1500）一式、防球フェンス一式、メッシュフェンスL=100m
 - 7. 建築施設組立設置工 パーゴラN=1基、シェルターN=1基
 - 8. 競技施設施工 バスケットボールゴールN=3基、スケートボードパーク整備工一式
- (6) 支払条件 前金払：有 部分払：有
- (7) 予定価格 144,079,000円（税抜き）
- (8) 調査基準価格 事後公表
- (9) その他

- ① この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物

の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

② この公告の工事は、週休２日確保工事（発注者指定型）である。

③ この公告の工事の工期は、上記のとおりであるが、翌年度に予算を繰り越したときは、契約工期を変更することとしている。

2 入札方式

(1) 八幡浜市電子入札運用基準（平成２９年１０月２日施行）で定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

(2) やむを得ない理由により紙入札方式で入札を行う場合は、紙入札方式参加承諾願（様式１）を提出し、承諾を得ること。

① 紙入札方式参加承諾願の提出期間

令和８年９月３０日（水）午前９時から令和８年１０月１４日（水）午後５時までの執務時間中とする。

② 提出場所

愛媛県八幡浜市北浜一丁目１番１号

八幡浜市総務企画部財政課契約検査室

③ 提出方法

②の提出場所に持参又は郵送（以下「持参等」という。）により提出することとし、①の提出期間内の必着とする。

3 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札日までの期間において、八幡浜市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成２４年要綱第１８号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(3) 開札日において、八幡浜市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成２４年要綱第１７号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(4) この公告の日の前日において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく特定建設業（土木工事業）の許可を受けている者で、同法に基づく経営事項審査を受け、かつ、その結果通知を受けているものであること。

(5) 令和７・８年度八幡浜市建設工事入札参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に土木一式工事の工種で登載され、かつ、有資格業者

名簿に登載された本店を八幡浜市内に置いている者で、その等級がA等級のものであること。

- (6) 工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、市内に主たる事務所（本店又は支店若しくは営業所）を有する者（以下「地元企業」という。）を優先すること。
- (7) 本工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- (8) 主要取引先からの取引停止の事実がなく、経営状況が不健全でない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (10) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (11) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がない者であること。

株式会社荒谷建設コンサルタント 四国支社

愛媛県松山市余戸中二丁目1番2号

4 入札保証金に関する事項

免除とする。

5 入札参加資格確認申請

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格の有無についての確認を申請し、市長の確認を受けることを要する。

- (1) 入札参加資格の確認を受けようとする者は、下記書類を電子入札システムに添付し、各1部提出すること。
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ② 建設業許可証明書（最新のものの写し）
 - ③ 格付結果通知書（写し）
 - ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のものの写し）
 - ⑤ 配置予定技術者届（雇用関係が分かる書類を添付すること。）

(2) 受付期間

① 電子入札方式の場合

令和8年9月30日（水）午前9時から令和8年10月14日（水）午後5時までとする。

② 紙入札方式の場合

令和8年9月30日（水）午前9時から令和8年10月14日（水）午後5時までの執務時間中に、必要書類を八幡浜市総務企画部財政課契約検査室に持参等で提出すること。

(3) 受付期間内に入札参加資格確認申請を行わなかった者は、入札に参加できない。

(4) 入札参加資格確認申請に必要な各様式は、入札情報公開システム及び八幡浜市ホームページ内で公開するので、ダウンロードして使用すること。

6 入札参加資格の確認

(1) 確認の通知

① 電子入札方式の場合

令和8年10月15日（木）（予定）までに、電子入札システムで入札参加資格確認通知書を発行する。

② 紙入札方式の場合

令和8年10月15日（木）（予定）までに、電話連絡のうえ、一般競争入札参加資格確認通知書を交付する。

(2) 入札参加資格を確認し、その資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

(3) 入札参加資格の確認後、入札参加資格を有するとの確認を受けた者が3で定める要件のうち、いずれか1つでも満たさなくなったときは、入札に参加できない。

7 設計図書等の閲覧に関する事項

(1) 当該工事に係る設計図書等の閲覧について

① 入札情報公開システム内で、令和8年9月30日（水）午前9時から令和8年10月14日（水）午後5時まで閲覧に供する。

② 八幡浜市総務企画部財政課契約検査室において、令和8年9月30日（水）午前9時から令和8年10月14日（水）午後5時までの執務時間

中に閲覧に供する。

(2) 設計図書等に関する質問について

- ① 入札参加者は、当該設計図書等に関し質問がある場合には、質疑書（任意様式）を必ず提出すること。
- ② 電子入札システムにより質問を行う場合の提出期間は、令和8年9月30日（水）午前9時から令和8年10月14日（水）午後5時までとする。
- ③ 質疑書を提出する場合の提出期間は、令和8年9月30日（水）午前9時から令和8年10月14日（水）午後5時までの執務時間中とする。
- ④ 電子入札システムより質問を行った入札参加者は、八幡浜市総務企画部財政課契約検査室まで、その旨を電話等で連絡すること。
- ⑤ 質問に対する回答は、令和8年10月19日（月）までに、入札情報公開システム及び八幡浜市ホームページにより公表する。

8 現場説明会

実施しない。

9 入札方法

(1) 電子入札方式の場合

- ① 電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力の上、入札書を提出すること。
- ② 入札書の提出に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。
- ③ 入札の期間は、令和8年10月22日（木）午前9時から令和8年10月26日（月）午後5時までとする。

(2) 紙入札方式の場合

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書（写し）、入札書及び工事費内訳書を八幡浜市総務企画部財政課契約検査室に持参等で提出すること。
- ② 入札書には入札金額及び電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載すること。
- ③ 入札書及び工事費内訳書は二重封筒とし、外封筒には「入札件名」及び「入札書及び工事費内訳書在中」の旨を記載し、入札書及び工事費内訳書はそれぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの中封筒には「入札件名」、「入札参加者名」及び「入札書」又は「工事費内訳書」を記載し、密封するこ

と。

- ④ 入札の期間は、令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）午前 9 時から令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）午後 5 時までの執務時間中とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は 1 回とする。
- (5) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (7) 入札参加者（入札書の提出をした者をいう。以下同じ。）がない場合は、入札の執行を中止する。

1 0 開札の日時及び場所

開札日時：令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分

開札場所：八幡浜市役所 八幡浜庁舎 4 階 4 0 1 会議室

入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。

1 1 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付し、又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。（低入札価格調査を受けた者との契約は、契約金額の 1 0 0 分の 3 0 以上とする。）
 - ① 政府の保証のある債権
 - ② 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証した小切手
 - ③ 銀行等の保証証書
 - ④ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項の保証事業会社をいう。）の保証証書

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付又は有価証券等の担保を免除する。

① 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

② 委託を受けた保険会社と公共工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

(3) 契約保証金又は担保に供したものは、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により、契約上の義務を履行しないときは、この限りでない。

1 2 最低制限価格

採用しない。

1 3 低入札価格調査制度

採用する。（調査基準価格未満の入札をした者は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合がある。）

1 4 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 3で定める資格要件を満たさない者が行った入札

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札

(3) 入札事項の明示がない入札

(4) 紙入札方式の入札にあつては、押印のない入札

(5) 紙入札方式の入札にあつては、金額を訂正した入札

(6) 紙入札方式の入札にあつては、入札書及び工事費内訳書が密封されていない入札

(7) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札

(8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(9) 電報、電話及びFAXによる入札

(10) 明らかに連合によると認められる入札

(11) 提出された入札書と内訳書の金額が異なるとき

(12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1 5 契約書に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の後 7 日以内に記名押印のうえ、契約書を提出しなければならない。

なお、八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については建設工事請負仮契約を締結し、当該契約は市議会の議決をもって本契約とみなす。

- (2) 落札者は、別途指示する方法により契約書を製本しなければならない。

1.6 支払条件

- (1) 前金払

契約規則第 67 条を適用するものとし、契約金額の 4 割以内の額とする。

- (2) 中間前金払

契約規則第 67 条の 2 を適用するものとし、契約金額の 2 割以内の額とする。部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできない。

- (3) 部分払

契約規則第 50 条を適用するものとし、中間前金払を選択した場合は、部分払を請求することはできない。

1.7 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、契約規則に定めるところによる。

- (2) 入札参加者は、入札後、この公告、契約規則、八幡浜市工事執行要綱（平成 17 年要綱第 61 号）、八幡浜市一般競争入札実施要領（事前審査型）（平成 19 年 5 月 1 日制定）、八幡浜市電子入札運用基準、八幡浜市建設工事入札者心得、設計図書等、現場について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 過去 1 年間に、贈賄等の不正行為により逮捕等され又は本市内で工事事故等を起こし、かつ、市に通報していない場合は、開札日の 2 日前までに申し出ること。

- (4) 問い合わせ先

- ① 入札及び契約に関すること

八幡浜市総務企画部財政課契約検査室

愛媛県八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号

TEL 0894-22-3111（内線：1555、1556）

② 工事の内容に関すること

八幡浜市産業建設部建設課工務第2係

愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地

TEL 0894-22-3111（内線：2232）